

令和 2 年 9 月 1 日

各特別区保健衛生主管部長 様

東京都福祉保健局医療政策部長

(公印省略)

令和 2 年度の病院及び診療所への病床配分における優先配分の要件について

令和 2 年度の療養病床及び一般病床の配分については、令和 2 年 4 月 23 日付 2 福保医安第 31 号及び令和 2 年 6 月 18 日付 2 福保医安第 237 号によりお知らせしているところ です。

今般、感染症患者を重点的に受け入れる医療機関に対する優先配分について、以下のとおり定めましたので、お知らせいたします。貴職におかれましては、本通知の内容等を御了知いただくとともに、診療所の開設者への周知について御協力をお願いします。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内の病院開設者には、当職から別途通知しております。

記

1 申請の対象

新興・再興感染症発生時に、都からの要請に応じ、感染症指定医療機関等と連携し、感染症患者等の受入れに積極的に協力する意向があり、かつ体制を整えることが可能な病院であること。

2 申請数の上限

50 床

原則、病棟単位での申請としますが、十分な院内感染対策を講じることが可能な場合は、これに限りません。

3 申請の要件

- (1) 原則として、「感染防止対策加算 1」の届出をしている、又は今後届出予定であること。
- (2) 感染症患者等に対応可能な施設及び設備を備えること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の診療・受入実績を有すること（ただし、新規開設の場合は除く）。

問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当
電話 03-5320-4431 (直通)

各特別区保健衛生主管部長 様

東京都福祉保健局医療政策部長

(公印省略)

令和2年度の病院及び診療所への病床配分について

令和2年度の療養病床及び一般病床の配分は、平成28年7月に策定した地域医療構想に基づき、下記のとおり行います。貴職におかれましては、本通知の内容等を御了知いただくとともに、診療所の開設者への周知について御協力をお願いします。

東京都福祉保健局ホームページ (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>) にも本件に関する情報を掲載しております。また、公益社団法人東京都医師会及び都内の病院開設者には、当職から別途通知しております。

記

1 対象の病床

医療法第7条第2項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」

2 病床配分の対象（令和2年3月31日現在）

二次保健医療圏	構成区市町村	配分数（概算）
区 南 部	品川区、大田区	240床
区 西 南 部	目黒区、世田谷区、渋谷区	53床
区 西 北 部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	413床
区 東 北 部	荒川区、足立区、葛飾区	481床
区 東 部	墨田区、江東区、江戸川区	658床
南 多 摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	627床
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	218床
北多摩北部	小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	315床
島 し よ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	168床

配分数（概算）は、基準病床数と既存病床数との差。実際の配分は、毎年9月の調査結果を反映した補正值を用いるため、配分数が変わることがあります。

3 事前相談の資格

以下のいずれかに該当するとともに、結果通知後1年以内に病院等の開設許可（変更許可）を申請できる者

ア 病院の開設又は病院の病床数の増加を予定する者

イ 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を予定する者

4 事前相談計画書の提出期限（予定）

令和2年8月31日（月曜日）

原則として、8月7日（金曜日）までに、事前打合せを終え、医務担当から事前相談計画書案の内容確認を受けてください。（要予約）

5 病床配分までの流れ（予定）

令和2年4月

病床配分（募集）通知発送

令和2年8月7日（金曜日）まで

事前相談計画書（案）の確認

令和2年8月31日（月曜日）まで

事前相談計画書の提出期限＜必着＞

令和2年9月から調整会議前まで

区市町村毎の協議①

令和2年11月から令和3年1月まで

地域医療構想調整会議での協議①

※ 整備する病床数が一定数以上の者に地域医療構想調整会議での説明を求めます。

（再調整が必要な場合）令和2年度内

区市町村毎の協議②

令和3年5月から同年7月まで

地域医療構想調整会議での協議②

令和3年9月

東京都医療審議会への報告

令和3年9月末

申出者へ結果通知

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により上記スケジュールが変更となる可能性があります。

※ 地域医療構想調整会議の調整結果次第で配分の時期が変更となる可能性があります。

6 病床の配分方法について

(1) 従来どおり、二次保健医療圏単位での均等配分を行いますが、令和2年度に限り、「災害医療体制」（災害拠点病院又は災害拠点連携病院）の整備に必要な病床について、優先的に配分を行います。

なお、配分数については、各圏域の配分可能数を超えない範囲で各病院100床を上限とします。

(2) 上記(1)に加え、重点的に入院を伴う感染症の患者を受け入れる医療機関に対して、優先配分を検討いたします。なお、配分数については、各圏域の配分可能数を超えない範囲で各病院50床を上限とする予定です。

なお、地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、最終的に決定いたします。

※ 届出による診療所の病床設置（特例措置）に係る病床配分に関する診療所病床設置等計画書案の提出期限は、上記の「5 病床配分までの流れ」と同様、令和2年8月31日（月曜日）となります。詳細については下記担当までお問い合わせください。

問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当

電話 03-5320-4431（直通）

各特別区保健衛生主管部長 様

東京都福祉保健局医療政策部長

(公印省略)

令和2年度の病院及び診療所への病床配分に係るスケジュールの変更について

令和2年度の療養病床及び一般病床の配分については、令和2年4月23日付2福保医安第31号「令和2年度の病院及び診療所への病床配分について」によりお知らせしているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のとおりスケジュールを変更いたします。貴職におかれましては、本通知の内容等を御了知いただくとともに、診療所の開設者への周知について御協力をお願いします。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内の病院開設者には、当職から別途通知しております。

記

1 事前相談計画書の提出期限

令和2年9月30日(水曜日)

原則として、令和2年9月9日(水曜日)までに、事前打合せを終え、医務担当から事前相談計画書案の内容確認を受けてください。(要予約)

2 病床配分までの流れ(予定)

事前相談計画書(案)の確認	令和2年9月9日(水曜日)まで
事前相談計画書の提出期限<必着>	令和2年9月30日(水曜日)まで
区市町村毎の協議	令和2年10月から令和2年度第2回地域医療構想調整会議前まで
地域医療構想調整会議での協議	【病床配分のない二次保健医療圏】 令和2年11月から同年12月まで
	【病床配分のある二次保健医療圏】 令和2年12月から令和3年1月まで

※ 整備する病床数が一定数以上の者に地域医療構想調整会議での説明を求めます。

東京都医療審議会への報告	令和3年3月
申出者へ結果通知	令和3年3月末

※ 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により上記スケジュールが再度変更となる可能性があります。

※ 令和2年度第2回地域医療構想調整会議で協議が整わない二次保健医療圏があった場合は、協議を継続し、令和3年度以降に配分を決定いたします。

問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当

電話 03-5320-4431 (直通)